

医療機関 各位

富山県厚生部長

オミクロン株の特性を踏まえた医療提供体制の強化について（依頼）

日頃より、本県の新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

本県では、オミクロン株の特性を踏まえた検査・保健・医療提供体制に係る厚生労働省からの累次の事務連絡を受け、医療機関の皆様の御協力を賜りながら、下記の体制の構築に努めているところです。

つきましては、現下の感染状況を踏まえ、引き続き、この体制の徹底に御協力くださるようお願いいたします。

記

1 院内感染によりクラスターが発生した場合の対応

クラスターが発生した医療機関が、コロナ患者受入医療機関でない場合であっても、入院の原因となった疾患での当該医療機関での治療を継続する観点からも、コロナによる症状が大きく悪化しない限り、引き続き当該医療機関において治療を続ける。

2 地域の医療機関での対応

かかりつけ患者や入院患者がコロナに感染した場合にも、引き続き、かかりつけの医療機関、当該入院患者が入院している医療機関で受診できるよう各医療機関で感染管理措置を講じる。

3 診療・検査医療機関における対応

検査のみならず、自ら診断した患者に対し、陽性判明後に必要な健康観察・診療を引き続き実施する。

事務担当 健康対策室感染症対策課
医療調整担当 小倉、焼田
TEL：076-444-8923
FAX：076-444-8900

(参考)

「現下の感染状況を踏まえたオミクロン株の特性に応じた検査・保健・医療提供体制の点検・強化について」（令和4年7月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000961384.pdf>

(抜粋)

2 病床の更なる確保等について

(4) 院内感染によりクラスターが発生した医療機関等における対応及び地域の医療機関での対応の強化 について

- オミクロン株の特性を踏まえると、クラスターが発生した医療機関が、コロナ患者受入医療機関でない場合であっても、入院の原因となった疾患での当該医療機関での治療を継続する観点からも、コロナによる症状が大きく悪化しない限り、引き続き当該医療機関において治療を続ける体制を徹底されたい。

その際には、4月28日事務連絡3(2)でお示ししている財政支援措置や都道府県の取組例に加え、新たに6月20日感染対策事務連絡でお示ししている感染対策なども踏まえ、引き続き各医療機関での対応の強化を図られたい。

- また、かかりつけ患者や入院患者がコロナに感染した場合にも、引き続き、かかりつけの医療機関、当該入院患者が入院している医療機関で受診できることが望ましいと考えられることから、地域の医療機関で感染管理措置を講じる体制を構築することが重要である。

こちらも、4月28日事務連絡3(3)で都道府県の取組例も併せてお示ししているところであり、6月20日感染対策事務連絡の内容も踏まえ、各地域での取組強化を図られたい。

※「4月28日事務連絡」・・・「オミクロン株の特性を踏まえた保健・医療提供体制の対策徹底を踏まえた取組状況及び更なる体制強化について」（令和4年4月28日付事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000935369.pdf>

※「6月20日感染対策事務連絡」・・・「効果的かつ負担の少ない医療現場における感染対策について」（令和4年6月20日付事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000953531.pdf>